

平成
26年度

事業計画

1 国民健康保険料について

1 医療給付費分保険料

● 税理士	一ヶ月	23,000円
● 勤務税理士	一ヶ月	23,000円
● 職員	一ヶ月	12,000円
● 家族	一ヶ月	6,000円

※0歳～74歳までの被保険者が該当

2 介護納付金分保険料

● 税理士	一ヶ月	3,200円
● 勤務税理士	一ヶ月	3,200円
● 職員	一ヶ月	3,200円
● 家族	一ヶ月	3,200円

※介護保険法に定める第二号被保険者(40歳～64歳)が該当

3 後期高齢者支援金分保険料

● 税理士	一ヶ月	2,400円
● 勤務税理士	一ヶ月	2,400円

● 職員	一ヶ月	2,400円
● 家族	一ヶ月	2,400円

※6歳～74歳までの被保険者が該当
※組合員に保険料賦課するに当たり、組合員の世帯に属する被保険者の数は4人までとする。又、組合員に賦課する保険料限度額を、月額56,000円とする

4 後期高齢者事業分保険料

● 税理士・勤務税理士・職員	一ヶ月	3,000円
----------------	-----	--------

※75歳以上の組合員が該当

2 保険給付について

1 療養の給付

● 6歳以上(6歳に達した後の4月1日より)～70歳未満の被保険者	7割給付
● 前期高齢者(70歳～74歳)	8割給付
(ただし、現役並み所得者7割給付)	
● 6歳未満(6歳に達した後の3月31日まで)	8割給付

2 出産育児一時金

● 税理士・勤務税理士	490,000円
● 職員	420,000円
● 家族	420,000円

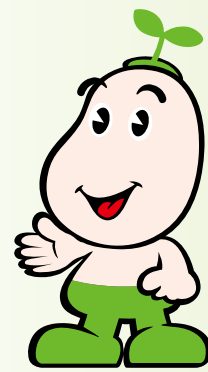
3 葬祭費

● 税理士・勤務税理士	150,000円
● 職員	120,000円
● 家族	100,000円

4 傷病手当金

保険医療機関に入院又は介護療養型医療施設に入所した場合、入院又は入所した日数が1会計年度通算して5日までは支給しないこととし、支給期間は、入院又は入所した日数が通算して6日以上となった場合、6日目から起算して1会計年度55日間

● 税理士・勤務税理士	一日 8,000円
● 職員	一日 6,000円



国保マスコット 健康まもるくん

3 保健事業について

1 保養所利用補助金

契約保養所の利用者に対して、1会計年度5泊分まで支給

- 税理士・勤務税理士 一泊 5,000円
- 職員 一泊 4,000円
- 家族 一泊 2,000円

2 人間ドック等補助金

健診費用が1万円以上のもので、1会計年度1回次に掲げる金額の範囲で支給

- 税理士・勤務税理士 40,000円
- 職員 30,000円
- 家族 20,000円

3 定期健康診断補助金

健診費用が1万円未満のもので、1会計年度1回次に掲げる金額の範囲で支給

- 特定健康診査の対象に該当しない組合員及び家族 5,000円
- ※後期高齢者は除く

4 インフルエンザ予防接種補助金
(回数制限無し)

- 被保険者 一回 2,000円

5 子宮頸がん予防接種補助金
(必要接種回数を接種後)

- 対象被保険者 30,000円
- ※11歳以上31歳未満の女性の被保険者が対象

6 ヒブ(Hib)ワクチン接種補助金

- 対象被保険者 一回 4,000円
- ※0歳以上6歳未満の被保険者が対象

7 肺炎球菌、水痘、流行性耳下腺炎予防接種補助金

- 被保険者 一回 4,000円

8 救急箱の配布

新規組合員に対して配布

9 薬品等の配布

組合員に対し、健康管理のための薬品配布を、1,000円分まで補助
(1,000円を超えた分については有償)

10 郵送法がん検診の実施

郵送方式によるがん検診に対して1検診2,000円まで補助

11 医療費通知の実施

国民健康保険制度と健康管理に対する理解を深める

ため、年6回実施

12 「国保だより」、パンフレット等の配布

医療制度、組合事業の周知を図るため、組合機関誌、パンフレット等を作成、配布

13 優良健康組合員の表彰

無受診の組合員に対して表彰

14 健康ハイキング

- ㊦ 組合主催ハイキング 秋季の年1回
- ㊧ 県連、支部主催ハイキング 各県連・支部単位で実施

15 後期高齢者のための保健事業

組合を加入継続している「後期高齢者」に対して、次の保健事業を実施

- 税理士・勤務税理士 一泊 5,000円
 - 職員 一泊 4,000円
 - インフルエンザ予防接種補助金(回数制限無し) 一回 2,000円
 - 肺炎球菌、水痘、流行性耳下腺炎予防接種補助金 一回 4,000円
 - 人間ドック等補助金 一回 20,000円
 - 死亡見舞金 50,000円
 - 長寿祝金 50,000円
- ※組合加入が5年以上で、かつ80歳に達した組合員が対象
- ◎ 薬品等の配布
 - ◎ 郵送法がん検診の実施
 - ◎ 健康ハイキングへの参加